

令和6年度 第2回市川市入札監視委員会会議録

午後4時15分 開会

- 川村委員長 令和6年度第2回市川市入札監視委員会を開会します。
令和6年度上半期の発注状況について報告してください。
- 契約課長 審議対象案件は、令和6年4月1日から令和6年9月30日までの令和6年度上半期に契約した設計金額が1千万円以上の案件です。
建設工事は81件で、内訳は価格による一般競争入札が77件、うち総合評価による一般競争入札が3件、随意契約が4件です。
建設工事に関連する業務委託は38件で、内訳は価格による一般競争入札が37件、随意契約が1件です。
発注工事の平均落札率は、工事は全部で81件、そのうち随意契約を除いたものを平均落札率としており、平均落札率は94.48%でした。内訳として、総合評価は件数が3件で平均落札率は94.60%でした。
業務委託の一般競争入札は37件あり、平均落札率は84.70%でした。
- 川村委員長 上半期の資格停止の状況について報告してください。
- 契約課長 審議対象期間に資格停止を行ったものは8件で、事業者数は12社です。
勝美建設株式会社は、市川市発注の下水道の新設工事で掘削作業を行っていたところ、地山が崩落したことにより、作業員が死亡する事故を発生させたため、6週間の資格停止処分を行ったものです。
竹内建設株式会社は、千葉県が発注する工事の入札に関する情報を県職員から得た見返りに、複数回にわたり現金約100万円を渡したほか20万円相当の接待をしたとして、贈賄容疑で千葉県警察本部に逮捕されたため、6か月の資格停止処分を行ったものです。
大成建設株式会社は、下請人の作業員が休業4日以上の上の傷害を負ったことに対し、遅滞なく労働者死傷病報告書を管轄の労働基準監督署長へ提出しなければならないところ、同報告書を提出しなかったとして、同社の使用人が労働安全衛生法違反により起訴され、簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたため、1か月の資格停止処分を行ったものです。
葉隠勇進株式会社及びコンパスグループ・ジャパン株式会社は、名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務委託の入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から違反事業者の認定を受けたため、3か月の資格停止を行ったものです。
名鉄観光サービス株式会社及び株式会社JTbは、青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の指名競争入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から違反事業者の認定を受けたため、6か月の資格停止を行ったものです。
なお、同案件で、東武トップツアーズ株式会社及び近畿日本ツーリスト株式会社

は、同理由により公正取引委員会から違反事業者の認定を受けたため、3か月の資格停止処分を行ったものです。この2社は、自主的に報告したことで課徴金減免制度を適用したことから、資格停止期間は半分となっております。

株式会社浅川組は、和歌山県発注の道路改良工事において、粗雑な工事や虚偽報告の事実が発覚した。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、国土交通省近畿地方整備局から建設業法第28条第3項に基づく営業停止の命令を受けたため、1か月の資格停止を行ったものです。

武内建設株式会社は、市川市発注工事の入札に関する情報を市職員から得た見返りに複数回にわたり飲食接待をしたとして、贈賄及び公契約関係競売入札妨害の容疑で千葉県警に逮捕されたため、24か月の資格停止処分を行ったものです。

日本トータルテレマーケティング株式会社は、京都市が発注した新型コロナワクチン接種コールセンター業務において、人件費を過大に請求し、約2,700万円をだまし取ったとして、詐欺容疑で京都府警察本部に逮捕されたため、1か月の資格停止処分を行ったものです。

資格停止の状況は以上です。

【審議案件1：市川市西浦処理区污水管渠布設工事（R0628工区）】

川村委員長 今期の「建設工事」の案件で、予定価格が最高額の324,250,000円の案件であるが、当初、工営建設株式会社以外に、千東建設株式会社が応札していたようであるが、同社は辞退している。同社が辞退した理由がわかれば教えていただきたい。

また、工営建設株式会社の落札率が99.72%と極めて高い入札額であるが、同社が同入札額を提示できた要因がわかれば知りたい。因みに、同社は、案件16の自転車走行空間整備工事においても、落札率が99.51%と高いことがうかがわれる。

最後に、落札率が99%を超える場合に、不自然さを感じてヒアリング等をするのではないのかを知りたい。

下水道建設課長 まず、千東建設株式会社がどのような考えで応札を辞退したかということですが、公告中に質疑書が提出される場合があるのですが、今回はこれらの提出がなかったため、この件についてどうして応札しなかったのかは不明な状況でございます。

続いて、落札率についてですが、本工事は土木工事とポンプ施設工事としての機械設備工と電気設備工も含む工事となっております。応札者が市の予定価格を算出する場合、当該工事で使用している千葉県積算基準等が公開されていることから、市の積算価格をある程度正確に算出することは可能であると考えられます。この予定価格に対して応札額をいくりにするかは、その時の企業の運営方針等によるものと思われま

契約課長 契約課からは、落札率99%を超える件について、回答いたします。

本件については、ヒアリングなどの調査を行っておりませんが、予定価格や最低制限価格と入札額が一致している、または近似の場合は内訳書の精査等の確認を行う場合があります。その内容については、内訳書を見ながら適宜判断しているところです。

川村委員長 資格停止案件の中に武内建設の件があったように、予定価格を聞いて入札に参加するというケースがあったので、非常に高い落札率の場合、疑ってかかるべきではないかと思えます。そういう面でのヒアリングの対象をもう少し広げて、どういう状況でこの入札額を決定したのかということをお各社に聞くなど、制度として作るべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

契約課長 現状では、最低制限価格に近いところを対象にしていたところでしたが、お言葉をいただきました。予定価格の類似の方についても、調査していきたいと思っております。ただ、ヒアリングで聞くと、どうしても事業者の方はやっていないという回答になってしまいますので、内訳書の精査をしていくなかで、よりそこで疑いがあったものに対してヒアリングをするという形に整えていきたいと思っております。また、ご指摘いただいた制度を作るという形になりますと、手の内がわかってしまいますので、制度化自体は難しいのではないかと考えているところです。

栗林委員 工事に関連する業務委託だと、比較的予算が低いところで多くの会社が同じ金額で応札することが多く、我々としてもその点については何度も質問してきたところですが、今回のような3億という巨額な工事であっても、国や県から細かい積算基準が出ているので、正確な積算ができるころだと思っております。その中で、入札業者で金額に差が出るというのは、材料費、労務費、経費とどの部分で競争力が反映されるのでし

ようか。

下水道建設課長 推測になりますが、業務委託だとほとんどが労務費ですので、その場合低い金額で入札してというところを見ますと、労務費が競争できる要因となっているのではないかと思います。

栗林委員 これだけの工事で、入札が2社しか来ていないが、入札可能な業者の背景がわかれば教えてほしい。また、先ほどあった質疑書がどういったものなのか教えてほしい。

契約課長 業者数についてですが、この金額ですと、1億8000万円以上から入札に参加できる者が15社いることを確認してから発注しております。今回のケースですと20社以上いたことは間違いございません。しかしながら、現状では2社~5社というところが多く、事業者数は多いですが、参加しないというところは多々あります。契約課の方から見ると、工事内容が難しいかどうかの難易度については分からないところですが、工事場所によって選んでいる、交通が多いところについては人気が出ないというところは、一般的な傾向として申し上げられると思っております。

2点目の質疑書については、公告した時点で質疑期間というものを設けておりました。設計書や図面などの添付書類に関して疑義が生じたものについて質疑書をいただいております。そこで入札までの間に疑義を解消していただいたうえで、入札をしていただくような仕組みとなっております。質疑があれば、業者の方で設計図書等を熱心に見ているかの判断になるところであり、先ほど下水道建設課で申しあげました相手方から質疑書の提出がなかったということは、入札の申請までしましたが、そこまで熱心に見ていない状態で終わってしまったということが推察されますので、何かしらの原因で受注意欲がなくなってしまったと推測できると思います。

下水道建設課長 質疑書で、設計条件などについて、どういった工事であるのか、市が工事に対してどのように考えているのか、業者がそういったものの判断に迷ったりすることがあると思います。細かいところや設計条件を質疑で聞いたりすることで疑義を解消していく。そういったものとなります。

霞委員 今回の案件で、公告から応札までどのくらいの期間があったのでしょうか。

契約課長 今回の案件は、6月12日に公告をしており、7月1日から7月3日が入札期間となっておりますので、約2~3週間程度期間が入っております。

霞委員 先ほどの質疑書の話があったかと思いますが、質疑書を提出できる期間としては適正なものと考えればよろしいでしょうか。

契約課長 質疑書の期間については、6月12日の公告の日から申請期間である翌週19日までの1週間を通常の流れとしています。

【審議案件2：市川第4－4処理分区污水管渠布設工事（R0629工区）】

栗林委員 予定価格 50,690,000 円の土木工事ということで、どのような基準で本件工事が総合評価一般競争入札となったのか、また、評価のプロセスを検証していただきたい。

また、2社の入札があったが、株式会社中川組が落札率 93.31%で落札したのに対し、京葉ガスエナジーソリューション株式会社が 107.5%と大幅に予定価格を超えてしまった理由を推察してほしい。

技術管理課長 総合評価一般競争入札の案件につきましては、工事担当課と技術管理課が協議して選定しております。総合評価一般競争入札を適用する規定としましては、原則として各課1件以上を実施することとし、優先する案件として、設計金額が1億円を超えるもの、または、5千万円を超え、国費等の交付対象予定のものとしており、工事内容を精査して選定することとしております。当該工事につきましては「5千万円を超え、国費等の交付対象予定」の規定に該当し、住宅等に近接する市街地において夜間施工が必要であり、これに加えて、地下水位が高い現場条件で行うため、環境保全対策や、施工不良を未然に防止するための施工計画等に関する技術提案を求めることが適切であると考え、選定したものです。

次に、評価のプロセスについて説明します。

総合評価一般競争入札の手続きには、「入札公告までの段階」及び「落札者を決定する段階」という、大きく分けて2つの段階があります。今回、ご質問いただいた「評価」につきましては、「落札者を決定する段階」となります。「落札者を決定する段階」では、公告に対応して参加企業から提出された技術資料を評価します。本件は、発注担当課による評価内容と評価点を総合評価審査委員会にて審査し、管財部長の決裁に諮ったうえで最終決定しました。その後、開札を実施し、入札価格と技術評価点による総合評価を行い、落札者を決定したものです。

なお、落札者を決定する段階における恣意性の入り込みの防止として、審査事務を行う職員をはじめ、審査を行う委員に対して、入札参加者に関する情報を秘匿して審査を進めることを徹底しております。

下水道建設課長 京葉ガスエナジーソリューション株式会社が予定価格を大幅に超えて入札をしたことについて、お答えします。

京葉ガスエナジーソリューション株式会社と株式会社中川組が出された内訳書を見ますと、「仮設工」に金額の差異が生じています。「仮設工」の考え方については、企業の任意の部分もありますので、そこに開きが生じた可能性が高く、この部分の見込み違いではないかと推察されます。

栗林委員 いま話のありました「仮設工」ですが、具体的にどのようなものを指すのか教えてください。

下水道建設課長 「仮設工」という項目の中ですが、ここに交通誘導員が含まれています。その交通誘導員の数はずれていたと考えられ、迂回路などをうまく円滑に誘導することを考えたときに、京葉ガスエナジーソリューション株式会社は、より多く、交通誘導員を配置しなければいけないと判断したと考えられます。標準の交通誘導員については、特記仕様書にも示してはいますが、それでも足りない判断されたのかなと思われるよ

うな多めの人数が計上されておりました。

栗林委員

もう1点お聞きします。

総合評価にした理由のところ、金額の基準や国費等の交付対象などの条件がありましたが、各課1件実施することとなっているところ、今回の期間で3件のみであったため、これで各課1件となるのでしょうか。

技術管理課長

原則各課1件と考えておまして、総合評価というシステムを経験するというところで、今年度も各課1件でやっております。

栗林委員

引き続きお聞きいたします。

総合評価一般競争入札は、クオリティの高い工事を担保するという観点から大変良い制度であると思っております。とはいえ、審査するコストもかなりのものになるのではないかと思います。通常の入札であれば金額のみで決まるところを、多くのプロセスを持って進め、またそれを検証するために、各課1件ずつ実施しているということで、人的コストの計算をすることは難しいかと思いますが、通常一般競争入札と違ってどのくらいの労力がかかるのかなというところを教えてください。

技術管理課長

まず、決定基準を作成しまして、それに対して参加業者から技術提案をいただき、その技術提案を評価するという流れとなっております。落札者の決定基準を作成するにあたりましては、担当課と技術管理課と話し合いながら進めております。併せて総合評価審査委員会という会議体で内容を審査いただいております、外部の学識経験者にも意見をいただきまして、決定基準を作成しております。

落札者の決定に関しましては、金額や内容によって変わるところはありますが、同じようなプロセスを経まして、総合評価審査委員会に諮り決定していくという流れとなっております。

霞委員

先ほどの説明で、交通誘導員ですが、株式会社中川組が工事をされる中で、この交通誘導員の人員不足などの問題はなかったということによろしかったでしょうか。

下水道建設課長

大きな問題はなかったと聞いております。

【審議案件3：総合地震対策工事（R0602）】

霞委員 低入札の業者に対し、低入札価格調査を実施するため、低入札価格調査表の提出を求めたところ、低入札価格調査の提出に代える届出があったとのことなので、その間の経緯を確認したい。

また、同業者は競争参加資格停止一覧の番号1の業者であり、参加停止の業者が入札に参加する背景を確認したい。

契約課長 調査基準価格を下回る入札があった場合、低入札価格調査を実施することとなります。今回の場合、対象業者である勝美建設株式会社より、低入札価格調査表ではなく、低入札価格調査表の提出に代わる届出がなされました。これは、低入札価格調査表を提出しないことを届け出るもので、この結果、低入札価格調査が中止となり、入札が無効として扱われるものとなります。

2つ目の質問についてですが、勝美建設株式会社の資格停止期間は4月1日から5月12日までであり、本案件は5月29日に公告を行いましたので、同業者が入札に参加することは問題ございません。ただし、過去2年以内に資格停止の措置を受けた業者に対しては、本来工事実績のあった場合に免除となる入札保証金の支払いをさせております。さらに、市川市では、調査基準価格に満たない価格で契約をした者には、公告日前2年以内に完成した市川市発注の建設工事に関し、配置予定技術者の1名増員を義務付けしております。

前段の質問にあった、勝美建設株式会社が、低入札価格調査表の提出に代わる届出をした理由の一因は、この配置予定技術者の1名増員があるのではないかと分析しております。

栗林委員 本工事は9社の入札があって1回目は不調になったわけですが、不調となった場合、どういう開示をして2回目の入札を行うのかお聞きしたい。また、2回目の入札で京葉ガスエナジーソリューション株式会社が落札しているが、辞退した勝美建設株式会社が有利な取り扱いを受けているような印象を受けているが、その部分を教えてほしい。

契約課長 1回目の入札で落札されなかった場合、2回目の入札をする旨の通知を、入札をした業者に対して電子上で行いますが、今回の場合、1回目の入札時に低入札価格調査となる業者がいましたので、落札決定を保留する旨の通知を送っております。

勝美建設株式会社が辞退したことに關してですが、入札をしてからの辞退となりますと、本来は資格停止となるところですが、今回のように低入札価格調査後に辞退して資格停止としてしまいますと、入札をすること自体が難しくなる、入札をする業者自体が少なくなると考えております。そのため、低入札価格調査の辞退についてはペナルティを設けておりませんので、辞退届のような内容となりますが、低入札価格調査表の提出に代わる届出によって、低入札価格調査を中止としているところです。

栗林委員 そうすると、今回の案件の千葉建設株式会社以降の辞退と結果として同じことになるのでしょうか。

契約課長 結果として同じですが、千葉建設株式会社は入札をする前に辞退を表明しているところですが、勝美建設株式会社については、辞退ではなく、無効として扱っております。

すので、中身としては違ったものとなります。

【審議案件4：市川第4－4処理分区実施設計業務委託（R0603）】

霞委員

最低制限価格で入札をした業者が45社あり、くじで落札をしているが、その間の経緯を確認したい。

下水道建設課長

最低制限価格で入札をした業者が45社あったことについてですが、設計金額については、一般販売されている積算基準で積算をしますので、ある程度正確な数字が出せるというところがあります。そのうえで、最低制限価格については、「市川市最低制限価格制度に関する要綱」が公表されており、その要綱を見ますと、最低制限価格の率がわかりますので、予定価格がある程度算出できれば、最低制限価格も算出することが可能であると考えられます。また、実施設計については、積算が複雑ではなく、算出された価格で本業務を実施できると判断した企業が多数応札していると考えられます。

契約課長

先ほど栗林委員から質疑がありましたが、積算の労務費に関するところで補足しますと、工事については作業員を雇う必要がありますが、工事に関連する業務委託については、請負業者が自社の従業員に従事させる傾向があるという点が大きく異なっております。業者としては、別途下請業者を使うことなく、自社の従業員に従事させることによりコストを削減していることから、最低制限価格をねらったの入札が通例となっております。

【審議案件5：市川市斎場整備運営等事業 設計・建設工事】

川村委員長 市川市の入札において、DBO (Design Build Operate) 方式が採用された案件が、今回以外にもあったか否かを知りたい。

DBO 方式について、他の PPP、PFI、コンセッション等の方式と比較して、入札方式として採用されるメリットについて知りたい。

今回の案件について、DBO 方式が採用された理由と、いつ、誰が、どのような経緯で決定したのか知りたい。

選考の経緯等については、R6. 7. 23 付の審査講評によって判明しますが、入札参加者は 2 グループのみであり、落札が決まるまで約 1 年の相当期間を要しているなど、懸念されるような点はなかったのか知りたい。

契約課長 契約課からは、過去の DBO 方式について回答いたします。過去、市川市で DBO 方式が採用された案件はありません。今回が初めての案件となります。

斎場建設課長 DBO 方式では、資金調達を公共が行うため、民間事業者に資金調達に伴うリスクが発生しません。PFI 方式では、一般的に SPC と呼ばれる事業を行うための特別目的会社を設立して事業を運営するため、その設立費用と資金調達に係る借入金利に伴う費用がかかります。民間企業の費用負担が減ることで、事業に応募しやすくなり、競争によるコストの削減が図られることが DBO 方式のメリットと考えております。

3 点目の DBO 方式が採用された理由や決定の経緯ですが、先ほど申し上げた理由の他に、多様化する葬儀のニーズに対応できるレイアウト、斎場にふさわしい静謐な空間と使いやすさの両立、あるいは保守などの管理に係る経費の削減などを建物の設計に反映させることができます。新斎場については、市民サービスを向上させると同時に経費削減を図る必要があることから、設計、建設、管理運営を一括で発注する DBO 方式を採用したものです。

いつ・誰がというところですが、令和 4 年の 7 月 26 日の行政経営会議にて庁内合意をいただいております。経緯についてですが、平成 30 年度から、検討を開始いたしまして、令和 2 年に基本方針、令和 4 年に基本計画の公表、またその間に複数回にわたる行政経営会議にて協議をしていただきまして、最終的に令和 4 年 7 月の行政経営会議にて庁内合意を得たものです。

4 点目の件ですが、市の要求水準を満たす、火葬炉の企業の主要メーカーは全国で 3 社しか存在しておりません。そのため、最大で 3 グループの応募となります。また、公告から優先交渉権者等の公表まで 7 か月を要しましたが、他市案件と大きな差はなく、適当な期間であると認識しております。

【審議案件6：市川市斎場整備運営等事業 設計・建設工事】

栗林委員 見積書比較価格が約 8,900,000,000 円の公募型プロポーザルということで、4 社からなる複数の共同企業体が落札をしております。公共が資金調達を行う DBO 方式ですが、市川市斎場整備運営等事業の審査講評が長ページに及ぶので、DBO の仕組みと本件審査の要旨を説明してほしい。

また、どのような方法で資金調達を行ったのか、主要メーカーが 3 社ということで、どこが主要メーカーになるのか教えてほしい。

斎場建設課長 DBO 方式の仕組みについて改めてご説明させていただきます。民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆる PFI 法というのがあります。それに基つかないものでありますが、その PFI 方式に類似した事業方式の一つとして、DBO 方式があります。設計・建設、維持管理・運営を民間に一括して委ねるといふ点では PFI 方式と同じですが、市が資金調達を行うことが PFI 方式とは異なっております。

市が資金調達を行うメリットとしては、補助金や交付金、起債といった地方公共団体に認められた資金調達手段が活用できるほか、一般的には民間が資金調達を行うのに比べ、資金調達に係る借入金利が低くなる傾向にあります。

主要メーカーの 3 社については、今回落札した富士建設工業株式会社、応募した株式会社宮本工業所、そのほかにメーカーが 1 社あります。

審査の内容についてですが、参加資格審査と提案内容審査の 2 つに大別されます。参加資格審査は、応募者が参加資格を満たしているか確認するものです。なお、応募した 2 グループとも参加資格を満たしておりました。次の提案内容審査ですが、これは応募者から提出された提案書の内容について、各審査項目、配点に基づいて審査を行っており、価格については、提案価格から価格点を算出しております。各審査に係る得点化方法、審査項目等は「事業者選定基準」として事前に公表をしております。両グループとも要求水準を満たしており、独自のノウハウ、創意工夫を持って提案を出していただきました。最終的に優先交渉権者となったグループは、各機能が集約し、関連性を考慮した計画であることや、十分な実務経験を有する業務責任者が選任されていたことなどが高い評価を得ました。

栗林委員 優先交渉権者の選定についてですが、どちらに決めるかの説明はいただきましたが、金額面での評価はされていますでしょうか。

斎場建設課長 審査には価格に関する評価と提案に関する評価の 2 つに分かれております。そのため、価格も評価の対象になっております。

栗林委員 最後に、公共が資金を調達するというところで、市の予算にどのような形で計上されているのかを聞きたい。

斎場建設課長 昨年の 9 月に補正予算で債務負担行為を組みまして、全体としては運営もありましたので、総額約 15,000,000,000 円の債務負担を議会に提案して、ご承認していただいて、この入札案件を進めてまいりました。

栗林委員 債務負担行為で議会承認済みということで、よくわかりました。

午後 5 時 15 分閉会